

武庫川流域委員会 委員長 松本誠 様

委員 岡田 隆

流域委員会の畝委については色々とお世話になりありがとうございます。  
武庫川峡谷の新規ダム建設に係る意見書を第 45 回流域委員会に提出しますのでよろしく  
お願いします。

「武庫川ダム案 環境への影響検討」について

[ ] 河川計画課より提出された「新規ダム建設による環境への影響検討」のうち「景  
観」の項について

新規ダムの建設が予定されている武庫川峡谷は兵庫県レッドデータブック 2003 に自然  
景観 B ラクとして登録されており、特に春から秋にかけてはハイキングコースとして老若男女  
を問わず、多くの市民から親しまれてきた自然環境に恵まれた場所である。

自然環境から私たちが受ける利益を環境経済学では広く「環境サービス」と称しているが  
そのうち標記文書に示されている景観の問題は「公共財」と呼ばれるものについての議論  
となる。公共財は次の性格を有する。

1. 個人が利用している時に、別の他人が利用することを妨げない。
2. 個人が利用していても、別の他人が利用することができる。

武庫川峡谷はこれに適合した場所であって、峡谷全体を多くの人が共有してレクリエー  
ション等に利用できる場所となっている。こうした場所には、土地の不動産としての価格で  
は設定できない価値があると考えられる。

又一般に環境サービスには上記以外に次の性質がある。

不可逆性：一旦失われると元に戻らない。

不確実性：環境の価値が失われるか、改善するか、増加するかについて不確実な場合、  
又は知見が充分でない場合が多い。

地域固有性：環境サービスが生み出される場所が人間の自由にならない。

時間固有性：環境サービスが生み出されるまでの時間が人間に自由にならない。

分解不能性：ここの構成要素に分解できない全体としての機能が認められる。

ダム建設の計画がある武庫川峡谷は、上記の全ての条件に当てはまっている。実例によ  
って、兵庫県の景観についての説明と比較するとこうした視点が欠落しており、ダム建設  
を既成概念としか捉えていないような書き方である。武庫川峡谷を訪れる人々はただ単に  
自分の立っているところからダムが見えるかどうかによって、その影響を評価するのでは  
ない。自分が訪れた峡谷全体の景観を評価しているのであって、たとえダムの映像が視野  
になくてもこの渓谷全体がどのように変化したかにより価値判断するので「可視範囲の検  
討」をすればそれでよいというものではない。単にダムの目視できる範囲を狭くしたり、  
その範囲を測定したりすることは余り意味を持たない。

より具体的に個々の事例について検討すると、

・武庫川沿いの峡谷はハイキングコースとして殆ど平坦で、自分で歩ける人なら誰でも周辺の自然を楽しむことができる。ダムは建造物はこの平坦なコースを分断し、誰でも参加できるという調書をなくする。

・乙姫伝説や、雨乞いの舞台となったとされている高座の岩はダム直下の減勢工に位置するので破壊されるか、たとえ移転されても周辺の景観と従来保たれていたバランスは失われる。

・ハイキングコースに高低差がつくことにより、今まで体験されなかった視野からの景観をみることになり「可視範囲」も大きく変わると考えられるが、そうしたインパクト(影響)は全く考慮されていない。こうした箇所は多く発生すると考えられる。

それ以外にもダム建設については上記5条件が全てあてはまる。最近レジャー施設(USJのような)などでイミテーションの滝や岩山を作っている所があるが、そうした施設で峡谷の自然環境や景観が置き換えられないことは誰でも納得できるであろう。特にこうした景観は一旦失われると、元に戻すことはまず不可能であり、仮に復旧しようとするとならば建設費とは比較にならないコストを必要とする。

[ ]生態系に対する影響について

ダムの建設工事中及び湛水試験作業で多くの植生その他が大きな被害を受け、絶滅する可能性もあると流域委員会の資料にはあるが、これについての対策を読むと、「回復を議論」とか、「適切に誘導する」とか抽象的な記述が多く具体性に欠ける。事後のモニタリングについても、どの程度の種及び個体をどのような方法でモニタリングをするのか、その為の資材・必要人数や時間等具体的なことについては大体のレイアウトも示されていない。これでは専門家以外の委員にとっては一体何をしようとしているのか、対策については検討のしようがない。

又この説明は、ダムの建設コストにこの調査がどのように影響するのかが全く示されていない。金額と共に必要時間の積算もなく、こうしたことが明確に示されて始めて戦略的環境アセスメントが達成されると思うが、そうした説明が先になされないようでは、新規ダムを建設課題として盛り込むには著しく整合性を欠くものと考えられる。

[ ]環境サービスの価値について

現在まで、環境には価値が幾らあるのか評価されることは余り考えられなかったが、こうした環境サービスを貨幣価値に換算評価する方法も発達し、現在では世界的にも公知の事実として、大きな環境破壊に対する裁判事例等でも、その手法が認められている。詳細な説明は避けるが、収集できた事例を次頁に示すので、それを参照されたい。

河川管理者はこうした手法を研究してシンクタンク等県行政とは独立した第三者機関によって、公正な審査を行い武庫川の客観的な環境評価を実施することを提案する。この調査費用及びダム建設予定地域の価値の評価(金額)が建設費に追加された合計が、ダム代替案の金額と比較されるべきであって、現在県当局が積算している新規ダムと代替案との比較は著しく均衡を欠く表現となっていることを注意しておく。

## 日本国内における環境サービスの貨幣評価

1. 日本の森林（水源涵養機能+土砂流出防止機能+土砂崩壊防止機能+保険急用機能+野生生物保護機能+酸素供給・大気浄化機能） 約39兆円/年  
平成4年度「林業白書」
2. 大阪湾二色の浜(大阪府下ほぼ唯一の砂浜海岸) 一人あたり7400円/年  
竹内憲司「環境評価の政策利用」劉草書房、1999
3. 三番瀬(東京湾に残される干潟の9割を占める場所)  
木更津市の場合 5408円//1世帯・年  
伊藤康「三番瀬の経済的価値-CVMによる評価」(国府台経済研究:Vol11, No3.)
4. 藤前干潟(名古屋湾に残された干潟、ラムサール条約指定湿地)  
名古屋市民 10260円/1世帯・年  
名古屋市民以外 6555円/1世帯・年  
鷺田・栗山・竹内「藤前干潟のCVMによる全国調査結果」